

大雨・台風等への対応について

非常時に関わって、三原市教育委員会より基準が示されていますので、本校もこれに基づいて対応いたします。ご承知おきください。

1 警報や警戒レベルによる措置について

(1) 午前6時の段階で、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道において、三原市または三原市を含む地域（尾三地域、県南部、県全域）に「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」等のいずれかが発令されている場合

又は、午前6時の段階で、学校所在地（三原市沼田）に、警戒レベル4「避難指示」あるいは、警戒レベル5「緊急安全確保」（以下「警戒レベル4等」という）が発令されている場合

⇒市内すべての小学校は臨時休業となります。学校から改めて臨時休業のメール配信（すぐーる）はありませんので気象情報に気を付けてください。

(2) 午前6時以降登校までに警報又は、学校所在地に警戒レベル4等が発令された場合

① 自宅を出る前に警報が発令された場合⇒自宅待機

② 登校途中で警報が発令された場合⇒登校

※その後の対応については、登校状況、気象状況等により判断をして、決定事項を連絡メール（すぐーる）でお知らせします。



(3) 登校後に警報又は、学校所在地に警戒レベル4等が発令された場合

⇒その後の対応については、気象状況等により判断をして、決定事項（授業打ち切り、保護者のお迎え等）連絡メール（すぐーる）でお知らせします。

※いずれの場合も、メールを見られた場合は、既読確認をクリックしてください。
(メールが伝わったかどうかは 学校で確認できます。)

2 注意事項

(1) 臨時休業となり児童が家庭にいる場合、「警報」や「警戒レベル4等」が発令されている間は、児童の外出は絶対にさせないようご配慮ください。過ごし方についてはご家庭でも、ご指導ください。

(2) 「警報」や「警戒レベル4等」が解除され、外出する場合があっても、次のことに十分気をつけさせてください。

- ・増水している河川には近づかない。
- ・高波の恐れがある海岸には近づかない。
- ・地盤がゆるんでいる場所には近づかない。
- ・切れた電線には近づかない。 等